

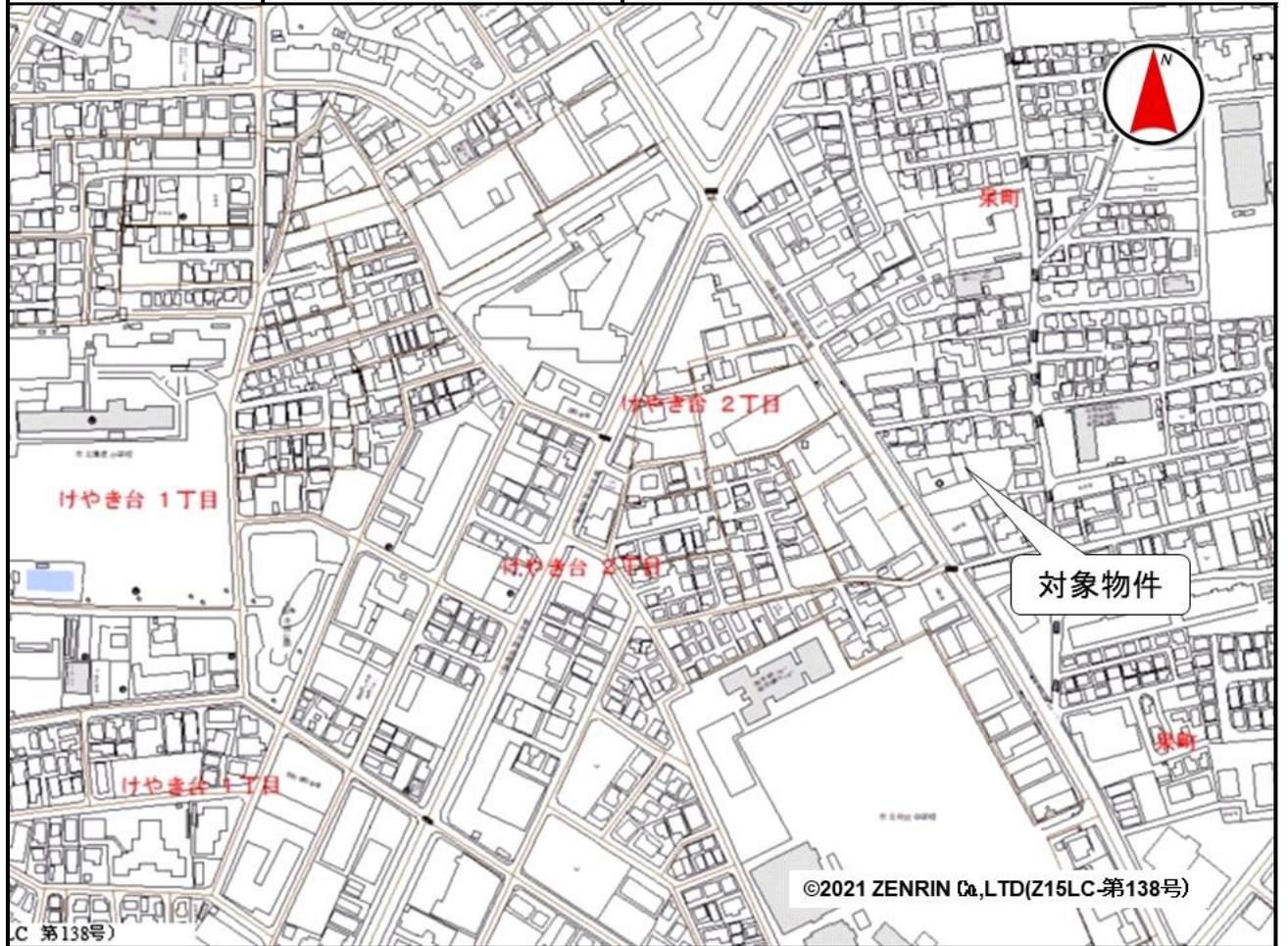
売却区分番号	1695 - 1		
見積価額	¥139,900,000	公売保証金	¥14,000,000
財産の表示	<p>1 所在 埼玉県所沢市泉町 地番 1841番1 地目 畑 地積 877平方メートル</p> <p>2 所在 埼玉県所沢市泉町 地番 1841番5 地目 宅地 地積 561.00平方メートル</p> <p>3 所在 埼玉県所沢市泉町 1841番地1、1841番地5 家屋番号 1841番1 種類 給油所 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床面積 1階135.00平方メートル 2階117.56平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
間取り	—	駐車場の有無	—
公法上の規制	<p>市街化区域 (県道川越所沢線拡幅予定道路端から25メートル以内) 第一種住居地域 建ぺい率60% 容積率200%</p> <p>(県道川越所沢線拡幅予定道路端から25メートル超) 第一種低層住居専用地域 建ぺい率60% 容積率100%</p> <p>建築基準法第22条適用区域 所沢市ひと・まち・みどりの景観計画 都市計画道路(道路拡幅) 計画決定 当初 昭和28年 4月 1日 最終 昭和46年12月14日 道路番号 3.4.9 計画幅員 16メートル(現況幅員約12.0メートル)</p>		
接道状況	南西側 幅員約12.0メートル 舗装県道 ほぼ等高接面		
地盤・地勢	ほぼ平坦		
使用状況等	<p>対象物件1及び2 対象物件3の敷地及び露天駐車場として使用されています。 賃借人所有の給油施設及び洗車施設等があります。 地中にガソリン等の貯蔵タンクが埋設されています。 第三者に賃貸しています。賃貸借契約の内容は次のとおりです。 契約年月日 平成22年3月31日(当初契約平成7年7月15日)</p>		

売却区分番号	1695 - 1		
見積価額	¥139,900,000	公売保証金	¥14,000,000
	<p>契約形態 書面（駐車場賃貸借契約書）</p> <p>契約期間 平成22年3月31日から満1年間以降自動更新</p> <p>月額地代 52,500円（消費税含む）</p> <p>なお、賃借人の申立てによると、覚書の取り交わしにより、現在の賃料は月額135,000円（別途消費税）です。</p> <p>対象物件3</p> <p>平成7年頃建築。</p> <p>外階段があります。</p> <p>西側にキャノピー（約244.68平方メートル）があります。</p> <p>上記の第三者に賃貸しています。賃貸借契約の内容は次のとおりです。</p> <p>契約年月日 平成7年4月5日</p> <p>契約形態 書面（新所沢SS賃貸借契約書）</p> <p>契約期間 平成7年（物件の引渡を受けた日）から20年以降3年毎に自動更新</p> <p>月額賃料 1,800,000円（別途消費税）</p> <p>保証金 20,000,000円</p> <p>保証金の返還義務は買受人に承継されます。</p> <p>なお、賃借人の申立てによると、覚書の取り交わしにより、現在の賃料は月額900,000円（別途消費税）です。</p>		
管理状況等	-		
特記事項	<p>1 対象物件の所有者は以下のとおりです。</p> <p>対象物件1及び2 共有者A、B、C及びD 持分各4分の1</p> <p>対象物件3 所有者E</p> <p>2 対象物件3については、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、関東信越国税局が適格請求書を交付します。</p> <p>見積価額に占める対象物件3の価額の割合は4.93%です。</p>		
一括換価について	<p>対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。</p> <p>なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。</p> <p>対象物件1及び2（底地） 106,400,000円</p> <p>対象物件3（建物） 6,900,000円</p> <p>土地利用権（使用借権） 26,600,000円</p>		
住居表示等	埼玉県所沢市泉町1841番地5		
最寄駅等	西武鉄道 新宿線 新所沢駅 南東方約0.7キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <p>1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。</p>		

売却区分番号	1695 - 1		
見積価額	¥139,900,000	公売保証金	¥14,000,000
	<p>2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。</p> <p>3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。</p> <p>4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</p> <p>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。</p>		

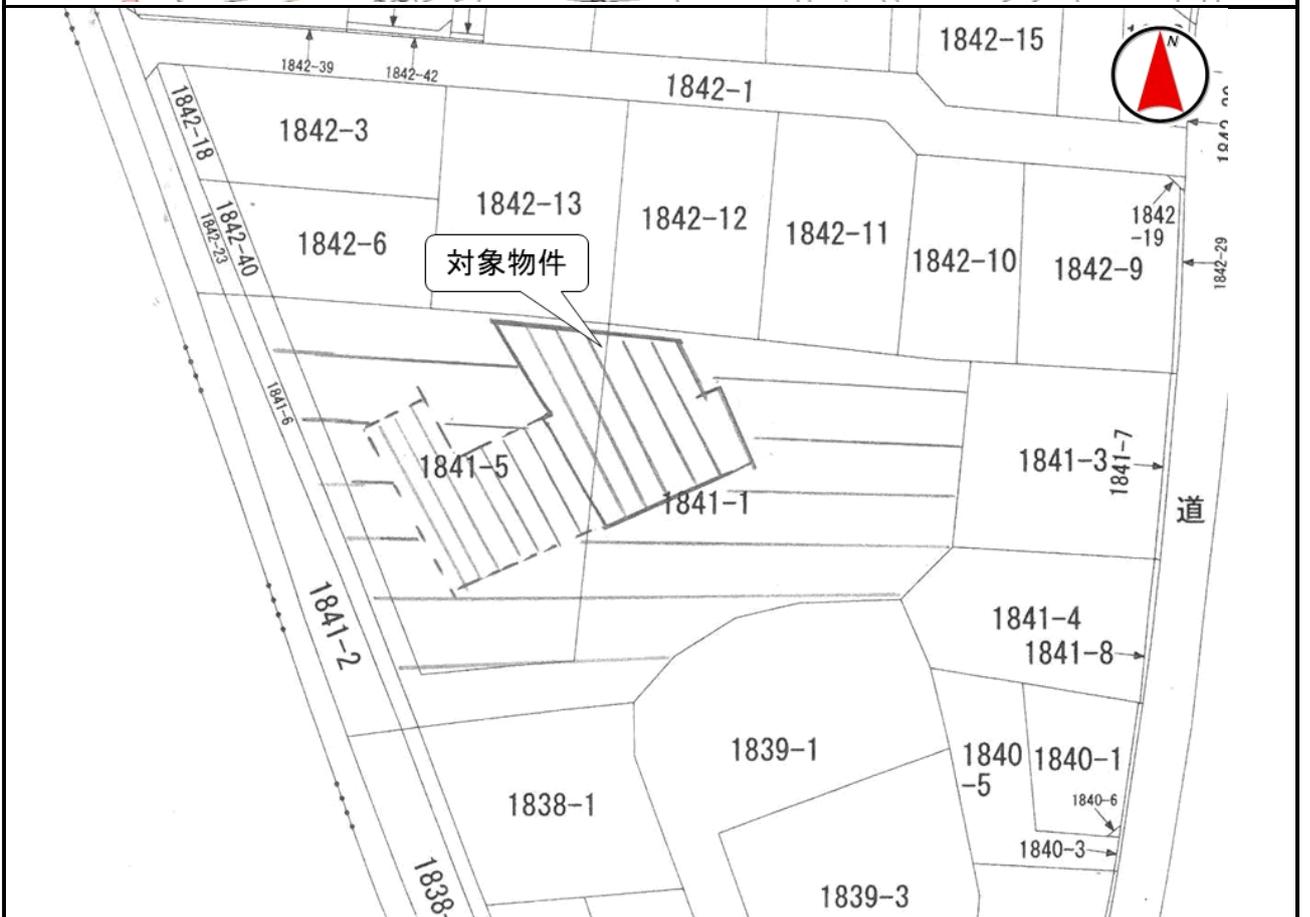
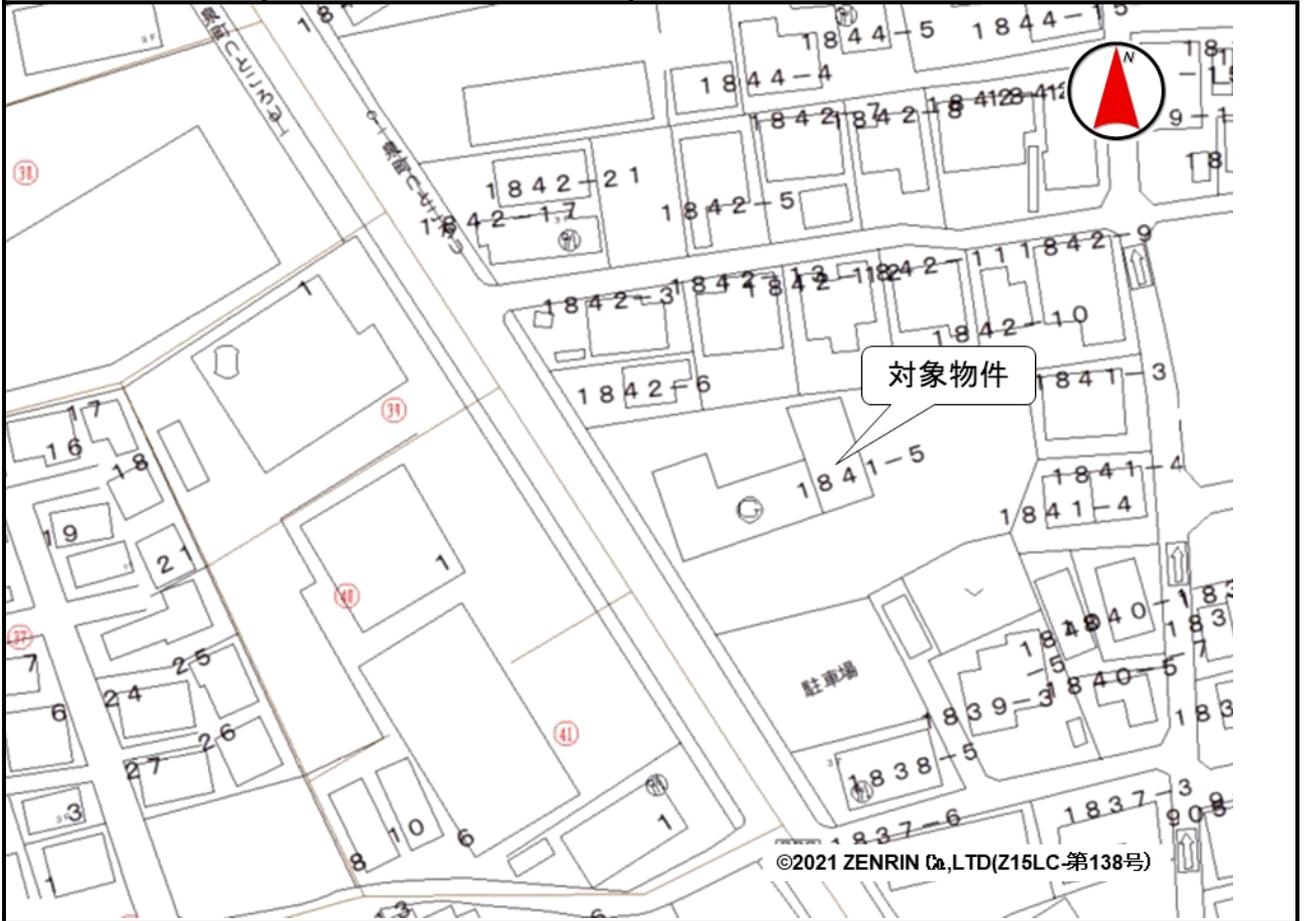
売却区分番号

1695-1



売却区分番号

1695-1



売却区分番号

1695-1

